

GCPS02_2023_0901

一般社団法人 グリーン CPS 協議会
会員規約

第1条(目的)

本会員規約(以下「本規約」という。)は、一般社団法人 グリーン CPS 協議会(以下「本会」という。)の会員の入会、退会及び会員の権利、義務、並びに本会と会員との間の基本的事項に関して定める。

第2条(会員資格の取得)

1. 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 一般会員(団体・法人) 本会の目的に賛同して入会した団体、法人
- (2) 一般会員(アカデミア) 本会の目的に賛同して入会したアカデミア

- 2 会員として入会しようとする者(以下「申込者」という。)は、理事会が別に定める入会フォームで申請しなければならない。かかる申込みは、本会ウェブサイトを通じて行なうことができる。
3. 前項の申込みをした者は、理事会の承認を受け、承認に関する通知を書面により受領した時、又は電子メール若しくはFAXによりかかる通知を受信した時に会員となる。なお、本会から第5条規定の会費等の請求があったときは、理事会が入会を承認したものとみなす。
4. 必要に応じ社員総会の決定により会員種別は追加、変更をすることができる。

第3条(会員の入会資格、審査)

1. 申込者は、入会に際し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 理事会は、以下の事項を考慮して、申込者の入会を審査する。

- (1)本会の設立趣旨に賛同していること。
- (2)申込者が、本会の規約に同意し、協調性を有していること
- (3)申込者が行う事業活動又は申込者が所属する団体の事業活動において、コンプライアンス(法令順守)の体制を整え、契約者との間に反社会的勢力の排除条項を設置していること。
- (4)その他本会の会員として適切であると理事会が判断する者であること。

第4条(反社会的勢力の排除)

1. 申込者及び会員は、本会に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 申込者及び会員並びにその取引先(申込者及び会員が行う事業活動又は申込者及び会員が所属する団体の事業活動において、事業活動の相手方をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- ② 申込者及び会員並びにその取引先の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、会員となるものでないこと。

- ④ 会員である間に、第三者を利用して、本会に対して次の行為をしないこと。
- ア 本会に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて本会の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 会員について、次のいずれかに該当した場合には、本会は、何らの催告を要せずして、当該会員を除名することができる。
- ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - イ 前項③の確約に反し会員となったことが判明した場合
 - ウ 前項④の確約に反した行為をした場合
3. 会員は、本会に対し、会員又は第三者をして会員たる地位に基づきいかなる権利をも反社会的勢力のために供しないことを確約する。
4. 会員が前項に反した行為をした場合には、本会は、何らの催告を要せずして、当該会員を除名することができる。
5. 第2項又は第4項の規定により除名された場合には、当該除名された者は、除名により損害が生じた場合であっても、本会に対し一切の請求をすることができない。

第5条(会員の特典、義務)

1. 会員は、その種別に応じて、別表に定める会費を納入しなければならない。原則として、一般会員(団体・法人)は1期分(4月～翌年3月)を一括で納入しなければならない。また、一般会員(アカデミア)は1年分を一括して会費を納めなければならない。
2. 会員に特段の事情がある場合は理事会の判断で会費の金額を変更できるものとする。
3. 会員は、別に定める活動に参加することができる。
本会は、必要に応じて随時、会員の特典について見直しを行い、1ヶ月前までに会員に対して通知を行なうことにより、その内容を変更することができる。
4. 会員は、入会の際に届け出た内容に変更が生じた場合は、その都度代表理事に届け出るものとする。
5. 一般会員(団体・法人)の会員資格は、申込日より申し込みの年度の3月末までを有効とする。ただし、有効期間満了の1カ月前までに書面またはメールでの退会の旨の連絡がない限り、会員資格は次年度も自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。
6. 一般会員(アカデミア)の会員資格は、申込日より1年間有効とする。ただし、有効期間満了の1カ月前までに書面での退会申込みがない限り、1年間自動的に会員資格が延長されるものとし、以後も同様とする。

第6条(会員の任意退会、除名)

1. 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
2. 本会は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。
 - (1) 本会の定款その他の規約に違反したとき。

- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

第7条(その他会員資格の喪失)

前条に規定する場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入を半年以上遅延したとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第8条(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

1. 会員が第4条4項及び前2条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、会員が会員資格を有する間に負担し、又はその時点までに行なわれた行為を起因として負担する本会に対する義務等(未払いの会費等を含むがこれらに限られない。)については、会員資格の喪失により消滅しない。
2. 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、理由の如何にかかわらず、これを返還しない。

第9条(運営委員会)

1. 本会は必要に応じ理事会の決定で運営委員会を設置することができる。
2. 運営委員会は主に以下の事項を執行する。
 - ・ 理事会から委託された業務を執行する。
 - ・ 本会の運営方針を作成し、理事会に提案、承認を受ける。
 - ・ 本会に関わる新たな活動戦略、活動案件を審議、決定して、その内容を執行する。

第10条(専門分科会)

1. 本会は理事会の決議により専門分科会(以下「分科会」という)の設置、改変及び廃止をすることができる。
2. 分科会は、本会の活動目的を具体的に達成するために主に以下の活動を行う。
 - ・ 分科会は年度活動計画を策定し、理事会に報告する。
 - ・ 分科会は活動報告を作成し、活動報告会、理事会へ報告する。
 - ・ 分科会活動は、各分科会リーダー、メンバーが自ら企画、運営し、申し出により運営委員会や事務局がそれを支援する。
 - ・ 分科会は、分科会会議、分科会合同会議、各種個別イベント、勉強会等を開催する。
 - ・ 分科会活動が、本会組織全体に関わる活動や外部団体との連携などに発展する可能性がある場合、運営委員会及び理事会の承認を必要とする。
 - ・ 分科会内にて当該メンバー間で必要な規約や秘密保持契約を作成・締結することができる。

- ・分科会へ参加する者は、公開される成果以外の参加する組織内のノウハウなどを活用することができる。
- 3 分科会は、一般会員2者以上で設置することができる。
- 4 分科会は設置する際に、事務局へ申請し、理事会の承認を得る。
- 5 分科会はリーダー1名を置き、分科会リーダーは理事会で承認を受ける。

第11条（他の団体との連携）

本会は理事会の決定により、他のコンソーシアム等の他団体との連携活動、相互協賛活動を行うことができる。連携活動の内容、特典などは都度理事会で決定する。

第12条（事務局）

- 1 本会は事務局を置くことができる。
- 2 事務局は主に以下の事務処理を行う。
 - ・事務全般（会員管理、会費管理、予算管理、資金管理、情報管理、各種業務管理・調整等）の業務を行う。
 - ・理事会、運営委員会、分科会の活動を支援する。
- 3 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 4 事務局長は、理事会で選定する。事務局長の任期は理事長の任期と同じとする。

第13条（アドバイザー）

- 1 本会は社員総会の決定でアドバイザーを置くことができる。
- 2 アドバイザーは、大学、地方公共団体又は関係府省庁、公的機関の団体、個人などの有識者・専門家であり社員総会の承認を得た者とする。
- 3 アドバイザーは、本会の公開イベントであるセミナー、シンポジウム、講演会及び 非公開イベントである活動報告会等に参加する事ができる。

第14条（オブザーバー）

- 1 本会は社員総会の決定でオブザーバーを置くことができる。
- 2 オブザーバーは、大学、地方公共団体又は関係府省庁、公的機関の団体、個人などの有識者・専門家であり社員総会の承認を得た者とする。
- 3 オブザーバーは、本会の公開イベントであるセミナー、シンポジウム、講演会及び 非公開イベントである活動報告会等に参加する事ができる。

第15条（プロジェクト）

- 1 本会は社員総会の決定でプロジェクト(PJ)を設置するか、または他団体が設置したプロジェクトに参加することができる。
- 2 プロジェクトは本会の目的に合致した、実証実験、事業化等の活動とする。

第 16 条(プロジェクト実行委員)

- 1 本会は社員総会の決定によりプロジェクト実行委員を設けることができる
- 2 理事長は本会の目的に合致したプロジェクトを設置する場合、あるいは他団体の設置したプロジェクトに参加する際に当委員に実行を委嘱する。

第 17 条(知的財産権)

- 1 会員は、本会が権利を有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他の知的財産権(以下、「知的財産権」という。)を尊重するものとし、本会からその使用について事前書面による許諾を得た場合を除き、これを無断で使用してはならない。
- 2 本会が、本会の活動に関連してレポート等の成果物を作成する場合、成果物の著作権は、本会に帰属する。本会は、会員の事前承諾を得た場合、会員が本会の活動に関連して行った発言、本会に提供した資料等の情報(以下あわせて「提供情報」という。)を、本会の作成する成果物に含めることができる。この場合、本会は、会員に対して使用許諾の対価の支払を要することなく、当該提供情報を、成果物の利用(使用、複製、改変、翻訳、翻案、口述、展示、上映、頒布、再使用許諾、その他著作物に関する一切の利用を含む。)に必要な範囲内において、自由に利用することができるものとする。
- 3 会員は、提供情報が第三者の著作権等の対象となる場合には、本会による使用を承諾するに先立ち、第三者から必要な許諾を得なければならない。提供情報が第三者の著作権等を侵害することを理由として紛争が生じた場合、当該提供情報を提供した会員は、当該紛争を解決する為に本会に対して必要な協力を行い、これにより本会に生じた費用、損害等を補償する。
- 4 会員が本会の活動を通じて、知的財産権の対象となる発明、考案、その他の創作等を行なった場合、その権利の帰属及び権利化の措置等については、本会と会員とで協議の上、決定する。

第 18 条(個人情報保護)

本会は、会員から本会の活動に関連して個人情報を取得し、利用する場合、本会に適用される法令及び本会が別に定める個人情報保護方針を遵守し、最大限の注意を払って慎重に取り扱う。

第 19 条(機密保持)

- 1 本会及び会員は、本会の活動に関連して、他の者から機密保持を条件に提供された情報(以下「機密情報」という。)については、これを厳に機密として保持し、機密情報を提供した者から事前に承諾を得た場合を除き、これを第三者に開示してはならない。
- 2 「機密情報」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。本規約において、本会の活動を通じて本会または会員から秘密情報の開示を受けた他の当事者を「被開示者」といい、秘密情報を非開示者に開示した本会または会員を開示者という。
 - ・開示者から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供または電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、開示者が「会員外秘」の表示を付すことにより、特に密である旨を明示した情報
 - ・開示者から口頭で開示された情報であって開示の時点で機密である旨が指定されかつ開示後 14 日以内に「会員外秘」の表示を付すことにより機密である旨を書面で通知された情報

- 3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報に該当しないものとする。
 - ・ 開示されたとき既に公知であった情報
 - ・ 開示を受けたときに被開示者が既に自ら保有していた情報
 - ・ 開示を受けた後、被開示者の責によらず公知となった情報
 - ・ 開示後、被開示者が正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - ・ 開示を受けた後、本会の活動の結果として公知になった情報
 - ・ 秘密情報に依拠せず被開示者が開発し、かつ、そのことが証明できる情報
- 4 被開示者は、本会を退会した後も、開示後1年間は前項に規定する秘密保持義務を負うものとする。
- 5 被開示者は、前1項の秘密保持義務を各自の従業員にも遵守させるものとし、これらの者の義務違反は当該被開示者の義務違反に相当するものとする。
- 6 被開示者が前1項の秘密保持義務に違反し、開示者に損害を与えた場合には、当事者間で協議の上、解決を図るものとする。
- 7 本会は、会員が第1項ないし第5項に規定する秘密保持義務に違反することにより、他の会員が何らかの損害を蒙ったとしても、損害賠償の責任を負わないものとする。
- 8 本会及び会員は、機密情報の取扱いについて別途関係者間で機密保持契約が締結された場合には、当該契約に従って機密情報を取り扱うものとする。

第20条(免責・損害賠償)

- 1 本会は、本会が提供する情報の正確性及び完全性、並びにこれを利用することによって生じる結果等について何らの保証をするものではない。会員は、本会の活動に関連して取得する情報等について、自らの判断により、その利用等を決定するものとし、本会及び本会の理事長、理事、事務局長、その他本会の役職者は、これらに起因する損害について、一切責任を負わない。
- 2 前項の規定に拘わらず、本会又は本会の理事長、理事、事務局長、その他本会の役職者は、その原因の如何にかかわらずおよび予見の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、逸失利益及び軽過失に基づく損害については責任を負わない。

第21条(会員規約の閲覧、追加・変更)

- 1 本規約は、本会のウェブサイトに掲載し、会員の閲覧に供するものとする。
- 2 本規約は、本会の定款により社員総会の決議事項とされている事項を除き、本会の理事会の決議により、会員の事前の承諾なしに随時追加、変更することができる。本会は、本規約を改定した場合、改定された規約を速やかにウェブサイトに掲載することにより、会員に通知する。変更された規約は、本会のウェブサイトに掲載された時点で効力が発生し、以後会員は変更された規約に拘束される。

第22条(準拠法・合意管轄裁判所)

本規約は、日本法に基づいて解釈・適用され、本会と会員との間に紛争が発生した場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は、令和4年5月30日から施行する。

会費詳細

- ・一般会員(団体・法人) 会費(1口40万円/年度) 入会金(無)
- ※1会員(法人)あたりの所属会員数の制限は設けない。
- ・一般会員(中小法人) 会費(1口20万円/年度) 入会金(無)
- ※中小法人とは中小企業庁による“中小企業の定義“に則り理事長が判断する。
- ※但し1会員(法人)あたりの所属会員数は5人までとする。
- ・一般会員(アカデミア) 1口1万円/年 入会金(無)
- ・連携団体からの紹介入会者への会費割引 20%
詳細は別途定める。
- ※一般会員(団体・法人)として1期分(4月～翌年3月分)一括で納付する。
- ※【期末割引】10月以降のご入会は、会費半額
- ※【年度末割引】2月・3月のご入会は、次年度分1年分まとめて納付する。
(入会年の2月・3月分は実質無料)
- ※一般会員(アカデミア)費は原則として1年分一括で納付する。(1年間有効)

入会申し込み時期

請求種別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一般会員 (団体・法人)	年会費(通年)請求	■												
	年会費(半期)請求 ※年会費半額							■						
	翌期持ち越し請求 ※ 実質 2ヶ月無料											■		
一般会員 (アカデミア)	一律、申込月にて随時 通年請求	お申し込み月から1年間有効												

※但し、ご事情に合わせて応相談可能。